

公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団 「語学ボランティア」制度 実施要綱

1. 趣 旨

公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団（以下「財団」と言う）は、アジアに開かれた福岡の歴史、文化、その他の特性を生かした国際交流を促進する活動を行い、国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現に寄与することを目的としており、その一環として通訳・翻訳等の語学上の利便を提供する語学ボランティア制度を実施するもの。

2. 登録の資格

- (1) 下記3. の活動を行うための語学力を有する人
- (2) 原則として福岡都市圏に在住する人
- (3) ボランティアとしての活動時間を有する人
- (4) ボランティアの趣旨を理解する満18才以上の人

3. 活動の内容

- (1) 通 訳 財団が主催・共催・後援する行事及び財団が紹介する機関・団体等の活動において通訳を行う。
- (2) ガイド 来福・在福の外国人の希望に応じた観光案内等。
- (3) 翻 訳 財団及び財団が紹介する機関・団体等の依頼により、日本語から外国語、外国語から日本語への翻訳。
- (4) 地域活動支援派遣 自治会等及び福岡市が実施する地域在住外国人を対象とした事業、行政サービス等での通訳。

4. 登録の方法等

- (1) 所定の用紙（様式1）に必要な事項を記入して申請。
- (2) 財団は、申請により適当と認めの方を語学ボランティアとして登録し、申請者に登録番号を通知する。
- (3) 登録した語学ボランティアは、財団負担により社会福祉法人全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入する。

5. 登録の期間・更新等

- (1) 登録期間は原則として2018年4月1日から2021年3月31日までの3年間とする。なお、期間途中で登録した場合も、期間満了日は同じとする。
- (2) 期間満了後、登録の継続を希望する場合は、更新の手続きを行う。
- (3) 登録期間中、住所等申請内容に変更のあった場合は、速やかに財団に連絡する。

6. 登録の取消

- 次のいずれかの場合、登録を取り消すこととする。
- (1) 登録辞退の申し出があった場合
 - (2) ボランティアとして不適格と認められる事実が発生した場合
 - (3) 財団が依頼する活動を行うことが明らかに困難であると認められる遠隔地（福岡県外等）に転居した場合

7. 活動の依頼

依頼者からの要請に応じて、申請書を基に選考した該当者に文書等で内容を説明し、意思確認を行った上で活動を依頼する。

8. 報酬及び実費負担

語学ボランティアの活動は、自由意思に基づく無報酬の奉仕活動とする。
ただし、語学ボランティアの交通費等の活動実費は、原則として依頼者が、3. 活動の内容(4) 地域活動支援派遣については、財団が負担する。

9. 事故の際の責任

- (1) 語学ボランティアが事故等により被った損害について、財団はその責任を負わない。
- (2) 依頼者が、語学ボランティアによる依頼事項の不履行等により被った損害について、財団はその責任を負わない。

(附 則)

- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年9月3日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。